

## 入 札 説 明 書

「令和7・8年度国立文楽劇場構内で使用する電気の調達」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）、政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 調達概要

- (1) 調達件名及び数量 令和7・8年度国立文楽劇場構内で使用する電気の調達  
予定契約電力：570kW  
予定使用電力量：2,330,000kWh
- (2) 使用期間 自 令和7年4月 1日 0:00  
至 令和9年3月31日 24:00
- (3) 需要場所 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (4) 概 要 詳細は別冊仕様書のとおり。

### 2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格又は全省庁統一資格において、令和6年度の「物品の販売」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別記様式2別添1に掲げる入札適合条件を満たしていること。
- (7) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

3. 担当部課及び担当者

〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号  
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部事業推進課事業推進係 服部  
電話 06-6212-5084 (ダイヤルイン)

4. 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 場所：〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号  
独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場 5階  
国立文楽劇場部事業推進課事業推進係
- (2) 期限：令和6年10月29日(火) 午後5時
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を供給できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和6年9月6日(金)から令和6年10月29日(火)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

② 提出先

上記3. に同じ。

③ 提出方法

提出先に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

- (5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記3. に同じ。

⑥上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

#### 6. 質問について

- (1) 期限：令和6年10月11日（金） 午後5時
- (2) 仕様に関する質問は、下記担当部署にて文書で受け付ける。  
国立文楽劇場部事業推進課事業推進係  
FAX番号 06-6212-1202  
質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

#### 7. 入札方法

入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と法人等の名称を記し、封印すること。

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とした、あらかじめ独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という）が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の総価とするので、入札書には、基本料金単価（税抜き）及び電力量料金単価（税抜き）を根拠とした、月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価（1円未満切捨て）の総価を記載すること。なお、入札者が発電に必要とする燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含めないものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除する。

#### 9. 開札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年11月12日（火） 午後2時
- (2) 場所：大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号  
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室
- (3) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (4) 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

#### 10. 入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書及び電信による入札書は無効とする。

#### 1 1. 落札者の決定方法

本件の物品を供給できると分任契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 1 2. 低入札価格調査

- (1) 本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。
- (3) 調査中に履行不可能の申し出があつた場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。
- (4) 低入札価格調査を実施した場合
  - ①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - ②振興会は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
  - ③次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としないう旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

#### 1 3. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があつた場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

#### 1 4. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

#### 1 5. 調達内容の検査等

- (1) 落札者が入札書とともに提出した書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

- (2) 納入検査終了後、当該物品等を使用している期間中において、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

#### 16. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

#### 17. その他

- (1) 落札者は落札決定後速やかに内訳表（別記様式5）を提出すること。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 競争参加者等または契約相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等または契約相手方が負担するものとする。
- (4) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。
- (5) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- (6) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、その他関係法令による。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会  
分任契約担当役国立文楽劇場部長  
中島 敏隆 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職及び氏名

令和6年9月6日付で公告のありました「令和7・8年度国立文楽劇場構内で使用する電気の調達」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書別紙 記1.(2)に定める一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し、または全省庁統一資格の写し
2. 入札説明書別紙 記1.(3)に定める小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
3. 入札説明書別紙 記1.(4)に定める適合証明書(別記様式2)
4. 入札説明書別紙 記1.(5)に定める誓約書(別記様式3)
5. 入札説明書別紙 記2.(1)に定める安定供給証明書(別記様式4)
6. 入札説明書別紙 記2.(2)に定める供給(予定)設備の概要説明書(任意様式)
7. 入札説明書別紙 記2.(3)に定める障害支援体制に関する資料(任意様式)
8. 入札説明書別紙 記2.(4)に定める電気供給条件(全ての約款)

以 上

本件責任者(氏名): \_\_\_\_\_  
担 当 者(氏名): \_\_\_\_\_  
責任者連絡先(電話番号): \_\_\_\_\_  
担当者連絡先(電話番号): \_\_\_\_\_

## 適合証明書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 御中

住 所  
商号又は名称  
代表者役職及び氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和4年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和4年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

本件責任者(氏名): \_\_\_\_\_

担 当 者(氏名): \_\_\_\_\_

責任者連絡先(電話番号): \_\_\_\_\_

担当者連絡先(電話番号): \_\_\_\_\_

別添 1

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和4年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
	0.575以上 0.600未満	20
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	8.0%以上	20
	5.0%以上 8.0%未満	15
	2.5%以上 5.0%未満	10
	0%超 2.5%未満	5
	導入していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。



### 3. 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 各用語の定義

用語	定義
①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣および経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh））を令和4年度の供給電力量（需要端（kWh））で除した数値  (算定方式) 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（%）＝ $\frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業

	<p>者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端 (kWh))</p> <p>②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量 (kWh)</p> <p>③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑥令和4年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働</p>

	きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
--	---

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

(5) 総会屋

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

(7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子 殿

〔住 所〕

本件責任者（氏名）

〔商号又は名称〕

担 当 者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名義及び生年月日を記載した資料を添付すること。

(別紙)

役員等名簿

法人名

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

## 安定供給証明書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 殿

件 名 令和7・8年度国立文楽劇場構内で使用する電気の調達

契約電力等 契約電力：570kW  
予定使用電力量：2,330,000kWh

履行期間 令和7年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

履行場所 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）

上記につきまして当社は、貴振興会の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明いたします。

以上

住 所  
商号又は名称  
代表者役職及び氏名

本件責任者（氏 名）：\_\_\_\_\_

担 当 者（氏 名）：\_\_\_\_\_

責任者連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

担当者連絡先（電話番号）：\_\_\_\_\_

内 訳 書

年 月	基本料金				電力量料金			合計 (円)	
	常用供給分			予備線分	使用電力量 (kWh)	電力量料金単価 (円/kWh) ※税抜き	計 (円)		
	契約電力 (kW)	基本料金単価 (円/kW・月) ※ 税抜き	力率調整 (%)	基本料金単価 (円/kW・月) ※税抜き					
	a	b	c	d	e=a*b*((100- c)/100)+(a*d)	f	g		h=f*g
令和7年4月分	570				0.00	108,000		0.00	0
令和7年5月分	570				0.00	74,000		0.00	0
令和7年6月分	570				0.00	98,000		0.00	0
令和7年7月分	570				0.00	121,000		0.00	0
令和7年8月分	570				0.00	114,000		0.00	0
令和7年9月分	570				0.00	99,000		0.00	0
令和7年10月分	570				0.00	91,000		0.00	0
令和7年11月分	570				0.00	108,000		0.00	0
令和7年12月分	570				0.00	71,000		0.00	0
令和8年1月分	570				0.00	115,000		0.00	0
令和8年2月分	570				0.00	78,000		0.00	0
令和8年3月分	570				0.00	88,000		0.00	0
令和8年4月分	570				0.00	108,000		0.00	0
令和8年5月分	570				0.00	74,000		0.00	0
令和8年6月分	570				0.00	98,000		0.00	0
令和8年7月分	570				0.00	121,000		0.00	0
令和8年8月分	570				0.00	114,000		0.00	0
令和8年9月分	570				0.00	99,000		0.00	0
令和8年10月分	570				0.00	91,000		0.00	0
令和8年11月分	570				0.00	108,000		0.00	0
令和8年12月分	570				0.00	71,000		0.00	0
令和9年1月分	570				0.00	115,000		0.00	0
令和9年2月分	570				0.00	78,000		0.00	0
令和9年3月分	570				0.00	88,000		0.00	0
合 計						2,330,000			0

… 入札金額

※c: 力率は仕様書に基づき各月ともに100パーセントであるので、その場合の調整率を記入すること。  
 k: 各月の合計金額は1円未満切捨てとする。  
 ※総合計金額は、入札書本紙の金額と一致させること。  
 ※燃料費調整単価については、適用する事業者であるか適用しない事業者であるかを問わず、入札価格には含めないものとする。

令和 年 月 日

競争参加者

[姓 名]  
 [法 人 名 称]  
 [代表者役職及び氏名]  
 [本件責任者]氏名)  
 [担当]氏名)  
 [責任者連絡先]電話番号)  
 [担当連絡先]電話番号)